

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本方針

令和3年3月

秋 田 県

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針	1
第 2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	4
第 3	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	13
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標及び農用地の面的な集積に関する目標	13
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項	13
1	農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	13
2	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	15
3	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する基本的な事項	15

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針

- 1 秋田県は、首都東京のほぼ真北約450kmの日本海沿岸にあって、県土面積は116万haで、その約13%にあたるおよそ15万haが耕地として利用されており、耕地面積は全国第6位となっている。特に雄物川、米代川、子吉川などの主要河川の流域の盆地や海岸平野には広大で肥沃な耕地が広がっており、土地利用型農業には恵まれた条件となっている。

農業用水は、その大部分を河川やため池に依存しているが、取水施設や用水路等の農業水利施設の整備が進んだこと等により、全体的に安定的な供給が確保されている。

本県の気候は、日本海岸気候であり、冬期の積雪寒冷気象は農業振興を図る上で大きな制約条件となっているが、夏期は梅雨が短く、比較的冷涼な気候であることから、野菜・花きの高品質生産を図るうえで好適な条件となっている。

また、水稻の生育期間中は、気温が十分確保されており、気温の日較差が大きいことや日照率（可照時間に対する日照時間の割合）が40%程度と太平洋側（35%程度）に比べて高いこと、さらに、夏期の北東気流（やませ）の影響を受けることが少なく、高品質安定生産にとって有利な条件下にある。

- 2 本県農業の基幹作目である水稻は、優れた食味や品質、安定供給により、消費者からの高い評価を得ており、全国有数の産地として地位を確立しているものの、米政策の見直しや国際通商交渉等による産地間競争の激化により米価が低迷し、水稻を主体とした農業経営は厳しい状況となっている。

こうした中、本県農業の持続的発展を図るため、米依存からの脱却を掲げ、園芸や畜産等の大規模生産拠点の展開や、日本一を目指した園芸品目の生産拡大など、複合型生産構造への転換に向けた取組を進めており、米以外の作目の農業産出額が増加傾向にあるほか、「えだまめ」や「しいたけ」などの農産物のブランド化が図られ、全国的に高い評価を得るなど、その成果が現れてきている。

一方で、農業を取り巻く環境は大きく変化しており、人口減少や農業従事者の高齢化を背景とした労働力・後継者不足の顕在化や、ICT等による革新技術の進展、コロナ下での消費者ニーズの多様化などへの対応が必要となっている。

- 3 本県の高速度交通体系は、秋田空港、大館能代空港、秋田新幹線に加え、日本海沿岸東北自動車道、東北中央自動車道の整備が着実に進み、令和元年度末の高規格幹線道路の供用率は、全国平均の88%に対し、同程度の90%となっている。

海上交通については、秋田港のコンテナ貨物が、平成28年に年間5万TEUを超えるなど、環日本海貿易を支える拠点港として重要性が増していることから、国際コンテナターミナルの整備など同港の機能強化を図ることとしている。

こうした交通ネットワークの整備により、首都圏をはじめ国内外にわたる効率的な物流ルートが構築され、農産物への多様なニーズに対し、機動的に対応できる流通・販売体制の確立が期待される。

- 4 このような条件の下で、本県農業は、これまで高い技術と豊かな資源、勤勉な県民性に支えられ、米を中心とする農産物の安定供給を通じて本県経済の振興と農家生活の向上に大きく寄与してきたところである。

しかし、世界の食料事情を見ると、人口の増加や途上国の経済発展、バイオ燃料の拡大などにより需要が増大する一方、地球規模の気候変動や砂漠化の進行等の影響で

供給が不安定となっており、食料需給をめぐる問題がグローバルリスクとして顕在化している。

この状況を踏まえ、令和2年3月に国が制定した新たな「食料・農業・農村基本計画」では、食料自給率を供給熱量ベースで45%まで引き上げることが目標とし、需要が高い畜産物や加工向けの業務用野菜など、国内外の需要の変化に的確に対応した生産・供給体制への転換を推進していくこととしている。

こうした中で、本県の強みである食料供給基地としての機能を一層強化するため、複合型生産構造への転換を加速するとともに、生産性向上や省力化等の実現に向け、基盤となるほ場整備を推進しつつ、ロボット技術やICTを活用したスマート農業を普及するほか、輸出や家庭消費向けを含めた販路の多元化を進める必要がある。

また、消費者の食品に対する安全・健康志向等に応えることや、環境と調和した持続性の高い農業の展開、食品産業との連携強化等が求められている。

さらには、過疎化・高齢化が進む中で、持続可能な農業構造の実現に向け、後継者の確保・育成や農地の集積・集約化等を進め、円滑な農業経営の継承等を図る必要がある。

- 5 このような問題に対処し、本県農業を今後とも県の基幹的産業として位置付け、振興していくためには、農業が魅力とやりがいのある職業となるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けた施策を集中的かつ積極的に実施していくことが重要である。

このため、県は、経営規模の拡大や経営の複合化を促進するとともに、ICT等先端技術の導入や、市場競争力の高い産地の形成等を図ることによって、効率的かつ安定的な農業経営を展開する農業経営体を育成する。

また、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることから、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにし、目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積と経営の合理化を図るとともに、増加傾向にある遊休農地及び今後遊休農地となるおそれがある農地の実態把握と発生防止・解消、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、本県農業の健全な発展を図るものとする。

具体的には、

- (1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成

地域において成立している優良な農業経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間以内）の水準を達成しつつ、地域のおける他産業従事者1人当たりの所得と均衡する年間農業所得450万円程度を確保することができるような効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

この目標を達成するため、「ふるさと秋田農林水産ビジョン」の下、地域における話し合いを基本として、次により取り組むものとする。

ア 土地利用型農業については、地域の実情に応じて「農地中間管理事業」、「農業経営基盤強化促進事業」等の積極的な活用により、利用権の設定等の促進及び農作業受託の積極的な促進を図り、規模拡大を推進する。

イ 集約型農業については、収益性の高い戦略作物の新規栽培者の確保や革新技術の導入、労働力の確保、団地化の推進など、各地域の実情に相応した戦略作

目の定着と規模拡大を図り、これを基幹とした産地の形成を推進する。

- ウ 不利なほ場条件下にある中山間地域においては、消費者ニーズの多様化に対応した地域特産物等の高付加価値型農業を推進する。
- エ 生産性の向上や農作業の省力化・軽労化の実現に向け、ほ場整備の実施による大区画化及び団地化や、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を進めるとともに、ICT・ロボット技術等を駆使したスマート農業の普及・拡大を図る。
- オ 実質化した人・農地プランにより担い手を明確化するとともに、地域農業の中心的な担い手である集落営農の統合・再編を推進し、より競争力の高い経営体の確保と次代への円滑な経営継承を図る。
- カ 新たな雇用を創出できる企業的な農業経営の実践に向け、経営規模や内容等に応じた経営管理能力の向上を図る。
- キ 農地、機械・施設労働力等の地域内の農業生産資源を効率的に活用し、兼業農家が他産業に従事しながら安心して農作業に従事できるよう、地域農業を維持・発展できるシステムづくりを推進する。
- ク 農業就業人口の約半数を占める女性農業者は農業生産の重要な担い手であることから、農業経営改善計画の共同申請の推進や女性農業者の集落営農組織への参画、家族経営協定の締結等を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

- ア 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標
本県の新規就農の状況については、令和元年の新規就農者は241人であり、平成25年以降7年連続で200人を超え、平成元年度以降では最多となった。

こうした中、「ふるさと秋田農林水産ビジョン」に基づき、本県農業の持続的発展に向け新規就農者を年間270人を確保することを目標とする。

- イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の農業所得に関する数値目標

新たに農業経営を営もうとする青年等にとって、農業を職業として選択しうるに足る魅力とやりがいのあるものとする必要があるとあり、実現可能な所得水準は、就農時の年齢や家族構成、親等の経営基盤の有無、経営作目等により大きく異なるため、実態に即した目標設定が必要である。

このため、青年等が農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間所得（(1)で示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割以上の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得225万円以上）を目標とする。

また、経営基盤を持たない新規参入者等が、生産サイクルが長く収入を得るまで長い時間を要する果樹等に取り組む場合は、(1)で示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の3割以上とするなど、状況を勘案し目標設定できるものとする。

- ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた県の取組

県内外での就農情報の収集及び発信、就農相談会を行うとともに、農業法人等でのインターンシップ研修等により、移住就農者をはじめとした多様なルートから新規就農者を確保するほか、栽培技術や農業経営に関する知識の習得に向けた研修内容の充実を図り、効果的かつ計画的な研修を実施する。

(3) 地域の実情に即した多様な担い手の位置づけ

育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、県内各地域の実態に即し、多様な担い手を次のように位置づけ、その育成を図る。

ア 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成母体となる生産組織

地域及び営農の実態等に応じて農作業受託組織を中心に多様な生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図り、経営体として体制の整ったものについては法人化への誘導を図る。

特に集落を単位とした生産組織（集落営農）については、農地管理の面において重要な役割を担っている現状を踏まえつつ、組織全体による法人化、組織内のオペレータ等の専従的農業者による法人化を加速することにより、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図る。

併せて、経営基盤の強化や次代への円滑な経営継承を図るため、市町村や農業協同組合等の関係機関と連携し、地域や組織のニーズに合わせた集落営農の構造再編を推進する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1の5の(1)に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に秋田県で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 個別経営体

営農類型 ・経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名（作型）	規模		
1 水稲+大豆 <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 1,600 a 計 2,000 a <土地利用> 水稲 1,200 a 大豆 800 a 計 2,000 a	主食用米（移植） 800 a 主食用米（多収） 400 a 大豆 800 a <農業従事の態様> ・家族労働力 2人 ・家族経営協定 妻 ・臨時雇用の確保 5/中, 10/中	<経営収支> 粗収益 23,115 千円 経営費 15,433 千円 （うち雇用費 480 千円） 所得 7,682 千円 （主たる従事者 5,282 千円） （補助的従事者 800 千円） <労働時間> 家族1人当たり 924 時間 臨時雇用（年間） 75 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、大豆コンバイン刈幅2m、乾燥機30石2基等の水稲・大豆用機械一式 <その他> ・主食用米 多収品種による収益確保	
2 水稲+飼料用米+加工用米 <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 1,600 a 計 2,000 a <土地利用> 水稲 2,000 a	主食用米（移植） 1,200 a 飼料用米（移植） 400 a 加工用米（移植） 400 a <農業従事の態様> ・家族労働力 2人 ・家族経営協定 妻 ・臨時雇用の確保 4/下~5/下	<経営収支> 粗収益 24,471 千円 経営費 17,313 千円 （うち雇用費 956 千円） 所得 7,158 千円 （主たる従事者 6,358 千円） （補助的従事者 800 千円） <労働時間> 家族1人当たり 1,026 時間 臨時雇用（年間） 150 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン5条、乾燥機30石4基等の水稲用機械一式 <その他> ・飼料用米、加工用米 多収品種による収益確保	
3 水稲+野菜（えだまめ） <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 800 a 計 1,200 a <土地利用> 水稲 500 a 野菜 700 a 計 1,200 a	主食用米（移植） 500 a えだまめ（中生） 250 a えだまめ（中晩生） 250 a えだまめ（晩生） 200 a <農業従事の態様> ・家族労働力 2人 ・家族経営協定 妻 ・臨時雇用の確保 8月中旬 9/中~10/上	<経営収支> 粗収益 28,922 千円 経営費 23,479 千円 （うち雇用費 3,923 千円） 所得 5,443 千円 （主たる従事者 4,643 千円） （補助的従事者 800 千円） <労働時間> 家族1人当たり 941 時間 臨時雇用（年間） 613 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、管理機、防除機、脱莢機、選別機等のえだまめ用機械一式 <その他> ・エダマメ 8~10月出荷	
4 水稲+野菜（ねぎ） <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 700 a 計 1,100 a <土地利用> 水稲 880 a 野菜 220 a 計 1,100 a	主食用米（移植） 660 a 加工用米（移植） 220 a ねぎ（夏どり） 110 a ねぎ（秋冬どり） 80 a ねぎ（囲い） 30 a <農業従事の態様> ・家族労働力 3人 ・家族経営協定 妻, 子 ・臨時雇用の確保 4/中下, 5/中 8/中~11/上	<経営収支> 粗収益 31,755 千円 経営費 21,827 千円 （うち雇用費 1,517 千円） 所得 9,928 千円 （主たる従事者 8,328 千円） （補助的従事者 1,600 千円） <労働時間> 家族1人当たり 1,603 時間 臨時雇用（年間） 237 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、収穫機、根葉切り皮むき機、管理機等のねぎ用機械一式 <その他> ・ねぎ 7~12月出荷	

営農類型 ・経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名（作型）	規模		
5 水稲＋野菜（アスパラガス） <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 700 a 計 1,100 a <土地利用> 水稲 980 a 野菜 120 a 計 1,100 a	主食用米（移植） 660 a 加工用米（移植） 270 a アスパラガス（長期どり） 170 a アスパラガス（施設半促成） 1,000 m ²	3 人 妻, 子 5/上～9/中	<経営収支> 粗収益 23,509 千円 経営費 17,069 千円 （うち雇用費 800 千円） 所得 6,440 千円 （主たる従事者 4,840 千円） （補助的従事者 1,600 千円） <労働時間> 家族1人当たり 1,372 時間 臨時雇用（年間） 125 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、パイプハウス330m ² 2棟、管理機、防除機、選別機等のアスパラガス用機械一式 <その他> ・アスパラガス 4～10月上旬出荷
6 水稲＋野菜（トマト） <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 730 a 計 1,130 a <土地利用> 水稲 1,100 a 野菜 30 a 計 1,130 a	主食用米（移植） 660 a 加工用米（移植） 440 a トマト（施設夏秋どり） 3,000 m ²	3 人 妻, 子 4/下, 5/中 7月中～下	<経営収支> 粗収益 22,592 千円 経営費 16,131 千円 （うち雇用費 235 千円） 所得 6,461 千円 （主たる従事者 4,860 千円） （補助的従事者 1,600 千円） <労働時間> 家族1人当たり 1,408 時間 臨時雇用（年間） 37 人日	<機械等装備> トラクター32ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、ハウス330m ² 9棟、灌水設備、防除機等のトマト用機械一式 <その他> ・トマト 6～11月出荷
7 水稲＋野菜（きゅうり） <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 700 a 計 1,100 a <土地利用> 水稲 1,060 a 野菜 40 a 計 1,100 a	主食用米（移植） 660 a 加工用米（移植） 400 a きゅうり（露地夏秋どり） 20 a きゅうり（施設半促成） 1,000 m ² きゅうり（施設抑制） 1,000 m ²	3 人 妻, 子 5/中～10/中	<経営収支> 粗収益 21,742 千円 経営費 15,598 千円 （うち雇用費 1,154 千円） 所得 6,144 千円 （主たる従事者 4,544 千円） （補助的従事者 1,600 千円） <労働時間> 家族1人当たり 1,494 時間 臨時雇用（年間） 180 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、ハウス330m ² 3棟、灌水設備、防除機等のきゅうり用機械一式 <その他> ・きゅうり 5～11月出荷
8 水稲＋野菜（すいか） <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 700 a 計 1,100 a <土地利用> 水稲 980 a 野菜 120 a 計 1,100 a	主食用米（移植） 660 a 加工用米（移植） 330 a すいか（露地トンネル） 60 a すいか（露地） 30 a すいか（露地、抑制） 20 a	3 人 妻, 子 4/下, 7/中 5/中～6/上	<経営収支> 粗収益 23,022 千円 経営費 15,163 千円 （うち雇用費 582 千円） 所得 7,859 千円 （主たる従事者 6,259 千円） （補助的従事者 1,600 千円） <労働時間> 家族1人当たり 977 時間 臨時雇用（年間） 91 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、マルチャー、玉磨き機、管理機、防除機等のすいか用機械一式 <その他> ・すいか 7/中～8/下出荷

営農類型 ・経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名(作型)	規模		
9 水稲+花き(小ギク, スプレーギク) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 540 a 計 940 a <土地利用> 水稲 850 a 花き 90 a 計 940 a	主食用米(移植) 540 a 加工用米(移植) 310 a 小ギク(露地) 80 a スプレーギク(施設) 1,000 m ²	4/中~6/上 8/上, 10/上中	<経営収支> 粗収益 23,984 千円 経営費 18,539 千円 (うち雇用費 1,882 千円) 所得 5,445 千円 (主たる従事者 4,645 千円) (補助的従事者 800 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,386 時間 臨時雇用(年間) 294 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、パイプハウス330m ² 3棟、下葉取り機、結束機、管理機等のキク専用機械一式 <その他> ・小ギク 露地7/下~8/中出荷 ・スプレーギク 施設10/上~中出荷
10 水稲+花き(リンドウ) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 500 a 計 900 a <土地利用> 水稲 750 a 花き 150 a 計 900 a	主食用米(移植) 540 a 加工用米(移植) 210 a リンドウ(露地) 150 a	4/中~6/上 7/上~9/下	<経営収支> 粗収益 29,939 千円 経営費 24,379 千円 (うち雇用費 4,427 千円) 所得 5,560 千円 (主たる従事者 4,760 千円) (補助的従事者 800 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,529 時間 臨時雇用(年間) 692 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、下葉取り機、結束機、管理機、防除機等のリンドウ用機械一式 <その他> ・リンドウ 露地7/上~9/下出荷
11 水稲+花き(ダリア) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 540 a 計 940 a <土地利用> 水稲 870 a 花き 70 a 計 940 a	主食用米(移植) 540 a 加工用米(移植) 330 a ダリア(施設) 1,000 m ² ダリア(露地) 60 a	4/下~5/下 9/上~10/下	<経営収支> 粗収益 24,518 千円 経営費 18,377 千円 (うち雇用費 835 千円) 所得 6,141 千円 (主たる従事者 4,541 千円) (補助的従事者 1,600 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,677 時間 臨時雇用(年間) 130 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、ハウス330m ² 3棟、灌水設備、管理機等のダリア用機械一式 <その他> ・ダリア 6/中~12/上出荷
12 水稲+果樹(りんご) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 600 a 樹園地 120 a 計 1,120 a <土地利用> 水稲 1,000 a 果樹 120 a 計 1,120 a	主食用米(移植) 600 a 加工用米(移植) 400 a りんご 120 a	5/中, 10/上	<経営収支> 粗収益 21,986 千円 経営費 16,424 千円 (うち雇用費 556 千円) 所得 5,562 千円 (主たる従事者 4,762 千円) (補助的従事者 800 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,604 時間 臨時雇用(年間) 87 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、スピードスプレーヤー、運搬車、乗用型モーター、高所作業車等のりんご用機械一式 <その他> ・りんご わい化栽培50%, 6品種

営農類型 ・経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名(作型)	規模		
13 水稲+果樹(りんご, おうとう) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 500 a 樹園地 130 a 計 1,030 a <土地利用> 水稲 900 a 果樹 130 a 計 1,030 a	主食用米(移植) 540 a 加工用米(移植) 360 a りんご 100 a おうとう 30 a <農業従事の態様> ・家族労働力 3人 ・家族経営協定 妻,子 ・臨時雇用の確保 5/中,10/上 6/上~7/上	<経営収支> 粗収益 23,712 千円 経営費 17,187 千円 (うち雇用費 338 千円) 所得 6,525 千円 (主たる従事者 4,925 千円) (補助的従事者 1,600 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,315 時間 臨時雇用(年間) 53 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、雨よけハウス12棟、スピードスプレーヤ、乗用型モアア、高所作業車、管理機等のりんご・おうとう用機械一式 <その他> ・りんご わい化栽培50%,5品種	
14 水稲+果樹(りんご, もも) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 500 a 樹園地 130 a 計 1,030 a <土地利用> 水稲 900 a 果樹 130 a 計 1,030 a	主食用米(移植) 540 a 加工用米(移植) 360 a りんご 100 a もも 30 a <農業従事の態様> ・家族労働力 3人 ・家族経営協定 妻,子 ・臨時雇用の確保 5/中~6/上 9/中,10/上	<経営収支> 粗収益 22,696 千円 経営費 16,079 千円 (うち雇用費 165 千円) 所得 6,617 千円 (主たる従事者 5,017 千円) (補助的従事者 1,600 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,303 時間 臨時雇用(年間) 26 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、スピードスプレーヤ、運搬車、乗用型モアア、高所作業車、管理機、防風ネット等のりんご・もも用機械一式 <その他> ・りんご わい化栽培50%,5品種	
15 水稲+きのこ(菌床椎茸) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 500 a 施設用地 20 a 計 920 a <土地利用> 水稲 900 a	主食用米(移植) 540 a 加工用米(移植) 360 a 菌床椎茸 4万菌床 <農業従事の態様> ・家族労働力 3人 ・家族経営協定 妻,子 ・臨時雇用の確保 4下中~6/中	<経営収支> 粗収益 41,944 千円 経営費 35,726 千円 (うち雇用費 535 千円) 所得 6,218 千円 (主たる従事者 4,618 千円) (補助的従事者 1,600 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,952 時間 臨時雇用(年間) 84 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、菌床椎茸用パイプハウス264㎡6棟、散水・動力・暖房・空調等設備等の菌床椎茸用機械一式 <その他> ・菌床椎茸 2万菌床×2回転	
16 水稲+畜産(肉用牛繁殖) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 500 a 施設用地 7 a 計 907 a <土地利用> 水稲 900 a	主食用米(移植) 540 a 加工用米(移植) 360 a 肉用牛(繁殖) 40頭 <農業従事の態様> ・家族労働力 3人 ・家族経営協定 妻,子 ・臨時雇用の確保 4/下,5/中	<経営収支> 粗収益 35,794 千円 経営費 25,438 千円 (うち雇用費 51 千円) 所得 10,356 千円 (主たる従事者 8,756 千円) (補助的従事者 1,600 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,376 時間 臨時雇用(年間) 8 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、牛舎500㎡、堆肥舎125㎡、フロントローダー、ダンプトラック等の肉用牛用機械一式 <その他> ・肉用牛繁殖 経産牛40頭(黒毛和種)	

営農類型 ・経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名(作型)	規模		
17 水稲+畜産(比内地鶏) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 500 a 施設用地 15 a 計 915 a <土地利用> 水稲 900 a	主食用米(移植) 540 a 加工用米(移植) 360 a 比内地鶏 8,000 羽 <農業従事の態様> ・家族労働力 3人 ・家族経営協定 妻,子 ・臨時雇用の確保 5/中~5/下	<経営収支> 粗収益 28,566 千円 経営費 21,374 千円 (うち雇用費 46 千円) 所得 7,192 千円 (主たる従事者 5,592 千円) (補助的従事者 1,600 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,182 時間 臨時雇用(年間) 7 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、鶏舎264㎡4棟、育雛舎99㎡4棟等の比内地鶏用機械一式 <その他> ・比内地鶏 4,000羽×2回転	
18 野菜単一(ねぎ) <経営規模> 水田自作地 320 a	ねぎ(夏どり) 140 a ねぎ(秋冬どり) 150 a ねぎ(囲い) 30 a <農業従事の態様> ・家族労働力 3人 ・家族経営協定 妻,子 ・臨時雇用の確保 4/中 8/中~11/中	<経営収支> 粗収益 31,257 千円 経営費 22,376 千円 (うち雇用費 2,680 千円) 所得 8,881 千円 (主たる従事者 7,281 千円) (補助的従事者 1,600 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,447 時間 臨時雇用(年間) 419 人日	<機械等装備> トラクター37ps、作溝成形機、管理機、収穫機、根葉切皮むき機、結束機等のねぎ用機械一式 <その他> ・ねぎ 8月~1月出荷	
19 野菜単一(えだまめ) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 600 a 計 1,000 <土地利用> えだまめ 1,000 a	えだまめ(露地極早生) 50 a えだまめ(露地早生) 150 a えだまめ(露地中生) 300 a えだまめ(露地中晩生) 300 えだまめ(露地晩生) 200 <農業従事の態様> ・家族労働力 3人 ・家族経営協定 妻,子 ・臨時雇用の確保 7/中下,8/中 9/中~10/上	<経営収支> 粗収益 32,272 千円 経営費 25,780 千円 (うち雇用費 4,726 千円) 所得 6,492 千円 (主たる従事者 4,892 千円) (補助的従事者 1,600 千円) <労働時間> 家族1人当たり 749 時間 臨時雇用(年間) 738 人日	<機械等装備> トラクター32ps、収穫機管理機、防除機、脱莢機、選別機2台等のえだまめ用機械一式 <その他> ・えだまめ 7月~10月出荷	
20 花き単一(小ギク, 輪ギク, トルコギキョウ) <経営規模> 水田自作地 140 a	小ギク(露地) 100 a 輪ギク(施設) 2,000 ㎡ トルコギキョウ(施設) 2,000 ㎡ <農業従事の態様> ・家族労働力 2人 ・家族経営協定 妻 ・臨時雇用の確保 4/上~6/下 7/下~8/中	<経営収支> 粗収益 25,325 千円 経営費 20,017 千円 (うち雇用費 3,869 千円) 所得 5,308 千円 (主たる従事者 4,508 千円) (補助的従事者 800 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,627 時間 臨時雇用(年間) 605 人日	<機械等装備> トラクター32ps、管理機、自走式ブームスプレイヤー、フラワーバインダー等のキク類・トルコギキョウ用機械一式 <その他> ・キク類 7月下旬~8月中旬出荷 ・トルコギキョウ 10月出荷	

営農類型 ・経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名（作型）	規模		
21 果樹単一（りんご） ＜経営規模＞ 樹園地 240 a	りんご（普通） りんご（わい化）	100 a 100 a	＜経営収支＞ 粗収益 19,500 千円 経営費 13,157 千円 （うち雇用費 208 千円） 所得 6,343 千円 （主たる従事者 4,743 千円） （補助的従事者 1,600 千円） ＜労働時間＞ 家族1人当たり 1,432 時間 臨時雇用（年間） 33 人日	＜機械等装備＞ スピードスプレーヤ、運搬車、乗用型モアア、高所作業車、防除機等のりんご用機械一式 ＜その他＞ ・りんご わい化栽培50%,6品種
22 畜産単一（肉用牛） 繁殖肥育一貫	肥育牛（肥育） 肉用牛（繁殖）	40 頭 30 頭	＜経営収支＞ 粗収益 30,785 千円 経営費 24,019 千円 （うち雇用費 0 千円） 所得 6,766 千円 （主たる従事者 5,966 千円） （補助的従事者 800 千円） ＜労働時間＞ 家族1人当たり 1,452 時間 臨時雇用（年間） 0 人日	＜機械等装備＞ 牛舎540㎡、堆肥舎113㎡、トラクター25ps、フロントローダー等の肉用牛用機械一式 ＜その他＞ ・肉用牛 子牛生産頭数28頭 肥育牛販売頭数24頭
23 きのご単一（菌床椎茸） ＜経営規模＞ 施設用地 24 a	菌床椎茸	6万菌床	＜経営収支＞ 粗収益 46,398 千円 経営費 39,585 千円 （うち雇用費 607 千円） 所得 6,813 千円 （主たる従事者 5,213 千円） （補助的従事者 1,600 千円） ＜労働時間＞ 家族1人当たり 2,000 時間 臨時雇用（年間） 130 人日	＜機械等装備＞ 菌床椎茸用パイプハウス264㎡9棟、散水・動力・暖房・空調設備、除雪機等の菌床椎茸用機械一式 ＜その他＞ ・菌床椎茸 3万菌床×2回転
24 野菜单一（ねぎ） ～新規就農～ ＜経営規模＞ 水田借地 200 a	ねぎ（夏どり） ねぎ（秋冬どり） ねぎ（囲い）	80 a 100 a 20 a	＜経営収支＞ 粗収益 19,491 千円 経営費 14,483 千円 （うち雇用費 1,570 千円） 所得 5,008 千円 （主たる従事者 4,208 千円） （補助的従事者 800 千円） ＜労働時間＞ 家族1人当たり 1,422 時間 臨時雇用（年間） 246 人日	＜機械等装備＞ トラクター37ps、作溝成形機、管理機、収穫機、根葉切皮むき機、結束機等のねぎ用機械一式 ＜その他＞ ・ねぎ 8月～12月出荷
＜土地利用＞ 野菜 200 a	＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・家族経営協定 ・農繁期の臨時雇用	2 人 妻 4/中 8/中～11/中		

営農類型 ・経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名（作型）	規模		
28 複合型 (水稲＋野菜(ねぎ)) <経営規模> 水田借地 5,000 a <土地利用> 水稲 3,000 a 大豆 1,600 a 野菜 400 a 計 5,000 a	主食用米(移植) 3,000 a 大豆 1,600 a ねぎ(夏どり) 150 a ねぎ(秋冬どり) 200 a ねぎ(囲い) 50 a <地域への還元> ・主たる従事者 5人 ・地代支払い 5,500千円 ・支払雇用労賃 4,299千円	<経営収支> 粗収益 93,247千円 経営費 62,293千円 (うち雇用費 4,299千円) 所得 30,954千円 (主たる従事者 6,191千円) <労働時間> 主たる従事者 1,753時間/人 臨時雇用(年間) 672人日	<機械等装備> トラクター50ps1台72ps2台、田植機8条1台、コンバイン6条1台、大豆コンバイン1台、汎用乾燥機2基等の水稲・大豆用機械一式、収穫機、根葉切り皮むき機、管理機等のねぎ用機械一式	
29 複合型 (水稲＋大豆＋野菜(えだまめ)) <経営規模> 水田借地 5,000 a <土地利用> 水稲 3,000 a 大豆 1,300 a 野菜 700 a 計 5,000 a	主食用米(移植) 3,000 a 大豆 1,300 a えだまめ(中生) 250 a えだまめ(中晩生) 250 a えだまめ(晩生) 200 a <地域への還元> ・主たる従事者 4人 ・地代支払い 5,500千円 ・支払雇用労賃 4,528千円	<経営収支> 粗収益 74,598千円 経営費 53,841千円 (うち雇用費 4,528千円) 所得 20,757千円 (主たる従事者 5,189千円) <労働時間> 主たる従事者 1,164時間/人 臨時雇用(年間) 708人日	<機械等装備> トラクター50ps1台72ps1台、田植機8条1台、コンバイン6条1台、大豆コンバイン1台、汎用乾燥機2基等の水稲・大豆用機械一式、管理機、防除機、脱莢機、選別機等えだまめ用機械一式	
30 複合型 (水稲＋花き(小ギク, スプレーギク)) <経営規模> 水田借地 5,000 a <土地利用> 水稲 4,800 a 花き 200 a 計 5,000 a	主食用米(移植) 3,000 a 加工用米(移植) 1,800 a 小菊(露地) 150 a スプレーギク(施設) 5,000 m ² <地域への還元> ・主たる従事者 4人 ・地代支払い 5,500千円 ・支払雇用労賃 8,896千円	<経営収支> 粗収益 93,072千円 経営費 65,814千円 (うち雇用費 6,728千円) 所得 27,258千円 (主たる従事者 6,815千円) <労働時間> 主たる従事者 1,573時間/人 臨時雇用(年間) 1,051人日	<機械等装備> トラクター50ps1台72ps1台、田植機8条1台、コンバイン6条1台、大豆コンバイン1台、汎用乾燥機2基等の水稲・大豆用機械一式、管理機、自走式ブームスプレーヤー、フラワーバインダー、結束機等キク類用機械一式	

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の5の(2)に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、主要な営農類型は第2で示したものを原則とする。

なお、実現可能な所得水準は、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間所得について、第2で示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割以上とする。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び農用地の面的な集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標

地 域	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
県全域	90%	

注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用面積のシェアの目標である。

2 目標年次は、令和7年度とする。

○ 農用地の面的な集積についての目標

農地中間管理事業等の計画的な推進により、効率的かつ安定的な農業経営の農地の面的な集積のシェアを高めるように努めるものとする。

注) 「農用地の面的な集積」とは、農作業の効率化が図られるよう、農用地を一定のまとまりで団地化すること。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な経営の育成と、第4で示すこれらの経営が地域の農用地利用に占める面積のシェアの目標及び農用地の面的な集積についての目標の達成を図るためには、県全域では約20,000haの農地流動化が必要であり、従来にも増して積極的な取り組みが必要である。

このため、県は農林水産部関係各課、関係試験研究機関、地域振興局農林部等県内の指導体制を強化するとともに、一般社団法人秋田県農業会議（以下「農業会議」という）、秋田県農業協同組合中央会、公益社団法人秋田県農業公社（以下「農業公社」という）、秋田県土地改良事業団体連合会、株式会社日本政策金融公庫との間で相互に十分な連携を図り、農地中間管理事業、利用権設定等促進事業等を柱として、農業

経営基盤の強化の促進のための措置を講ずる。

また、「ふるさと秋田農林水産ビジョン」に基づき、このような農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に実施し、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営の育成に効率的に結びつくよう、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積その他の農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を集中化する農業経営改善計画認定制度の普及を図る。

なお、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）のうち、農業経営改善計画の期間を了する者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- (1) 利用権設定等促進事業については、県下各地域の特性に即した営農類型における効率的かつ安定的な経営の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用を図り、効率的かつ安定的な経営への農用地利用の集積を農作業受委託をも含めた形で推進する。

この場合、賃借料、農作業受託料の適正化を図り、望ましい経営の発展に資するよう努める。

大規模な個別経営体の育成を中心に進める地域においては、農地中間管理事業による利用権設定等を中心に農地流動化を推進し、個別経営体の経営規模の拡大を図る。

また、ほ場条件が未整備であることや担い手不足から土地利用型農業を主体とする個別経営体の育成が困難な地域においては、生産組織の育成等を図りつつ、農作業受託を中心に効率的な作業単位の形成を図るとともに、個別経営体については複合化を通じた経営発展を図る。

- (2) 農用地利用改善事業については、農用地利用改善団体による地域の合意形成を通じ、効率的かつ安定的な経営の農用地利用の集積を進めるため、市町村が策定する「人・農地プラン」との整合性を図りつつ、地区内農用地の受け手となる組織経営体の特定農業法人又は特定農業団体としての位置づけを推進する。

- (3) また、委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農地中間管理事業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の確保及び育成を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえて、その地域に適した事業を主体とした重点的、効果的实施を図る。

- (4) 地域振興局農林部等の県内の指導機関においては、地域農業再生協議会、市町村、農業委員会、農業協同組合等地域の関係機関・団体との連携を進め、地域における指導機能の強化と総合化を図る。

特に、集落の農業の将来方向と育成すべき経営体、更に小規模な兼業農家、生きがい農家、土地持ち非農家の連携及び役割分担の明確化が図られるよう、集落段階における農業者の徹底した話合いや、自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し適切な指導を行うとともに、その達成のために必要な生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善のための研修を実施する。

さらに、経営の指導を担当する者の養成、農地所有適格法人の設立・運営に向けた指導強化等を図る。

- (5) ほ場の大区画化を進めるため、「農地中間管理機構関連農地整備事業」等の基盤整備事業の積極的な導入を図る。

また、集団化した農用地の利用条件の形成を図るため、農地中間管理機構を積極的に活用し、集落段階での土地利用調整を促進する。

さらに、換地を契機とした利用権の設定、農作業受委託等の総合的推進等により地域の担い手への農用地の利用集積を促進する。

2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理事業に関する法律第4条の規定により農地中間管理機構に指定された農業公社は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する事業を行う。

- (1) 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業
- (2) 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引き受けを行い、及び当該信託の委託者に対し、当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業
- (3) 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- (4) (1)に掲げる事業により買入れた農用地等を利用して行う新たに農業経営を営もうとする者が、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する基本的な事項

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組

ア 就農意欲の醸成に向けた取組

就農希望者に対し、本県農業の魅力を積極的に伝えていくため、様々なメディアを経由したPR活動を行うとともに、ホームページなどを活用し、若者に向けて積極的に情報発信する。

また、首都圏において定期的な就農相談会を開催するほか、オンライン等を活用して、就農希望者からの相談に対応する。

イ 就農希望者に対する情報提供

就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供や就農相談会の開催、栽培技術や経営ノウハウ等の農業経営に資する情報の提供を行う。

ウ 技術習得のための支援

県農業研修センターをオーナー機関として、県農業試験場、県果樹試験場、県畜産試験場の受入機関において行う基礎的な技術習得研修を柱に技術の習得

を支援するとともに、市町村等における研修機関と連携し、新規就農者の育成を図る。

エ 県内の関係機関の役割分担

県は、農業公社を秋田県青年農業者等育成センター（以下「育成センター」という）として就農促進のため拠点と位置付ける。

これを踏まえ、就農に向けた情報提供及び就農相談については、育成センター及び農業会議、技術や経営ノウハウの習得については県農業試験場等、就農後の営農指導等フォローアップについては地域振興局農林部、市町村、農業協同組合及び技術力・経営力に優れた認定農業者や指導農業士、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

市町村が策定する「人・農地プラン」に地域の中心的な経営体として位置付けられるよう促すとともに、国の農業次世代人材投資資金、青年等就農資金の積極的な活用、地域振興局農林部による重点指導対象としての巡回や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の提供等により、さらに安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行う。

(3) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

ア 青年等就農計画制度の普及

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

イ 認定就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた青年等（以下「認定就農者」という。）については、その経営の確立に資するため、市町村・農業委員会・地域振興局農林部・農業協同組合等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営支援等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行い、当該認定就農者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に指導する。